明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三〇〇）　一

〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務五五九）　一
○肥料を登録した件（農林水産一九六八）　二
○平成三十年産のスイートコーンに適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件（同一九六九）　三
○平成三十年産のかぼちゃに適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件（同一九七〇）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一九七一～一九八〇）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一一三六～一一三八）　六
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（同一一三九）　七
○航路標識に関する件（海上保安庁五〇、五一）　七

〔国会事項〕　一〇
〔人事異動〕　一〇
法務省
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕　一〇
官庁事項
登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示（東北運輸局）　二
〔公　告〕　二
諸事項
官庁
財団、土地家屋調査士懲戒処分、公示送達関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三〇〇号）
（内閣府本府）
特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二八年法律第七〇号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成三〇年一〇月一日とすることとした。

政　令

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年十二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百号

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成三十年十月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎